

青森県報

第百三十二号

令和二年
三月十三日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則……………(環境保全課) ……一

訓 令

○青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令……………(新産業課) ……一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三

○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……三

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……四

○右 同……………(同) ……四

○道路の区域の変更……………(道路課) ……四

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……五

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……五

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七

規 則

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

青森県浄化槽法施行細則(昭和六十年十月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県職員の職務発明等に関する規程（平成十年三月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二条第三項に」を「第二条第二項に」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	株式会社 徳福
	主たる事務所の所在地又は住所	北津軽郡鶴田町大字鶴田四三三九の四
居宅サービスの種類	訪問看護	訪問看護
	居宅サービス事業を行う所	弘前市大字小比内三丁目一八の一
名称	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション
	所在地	北津軽郡板柳町大字福野四二九の四
指定年月日	令和二年三月十一日	令和二年三月十一日

有限会社とんぼう	むつ市大字田名部字土手内七四の二三七	訪問介護	ヘルパーステーションの里	下北郡東通村大字野沢字中四
				〃

青森県告示第百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村八字新館添五〇の	ことぶき荘ホームサールビス事業所	訪問介護	弘前市大字福村字早稲田二七の一	令和二年三月十一日	令和二年三月十一日
社会福祉法人すみれ会	黒石市馬場尻南五八の一	すみれ特別養護老人ホーム	訪問介護	黒石市馬場尻南五八	令和二年三月十一日	令和二年三月十一日
社会福祉法人柏友会	つがる市柏桑野つがる市若宮二五八の	訪問入浴	訪問入浴	つがる市柏桑野つがる市若宮二五八の一	令和二年三月十一日	令和二年三月十一日
社会福祉法人鯨ヶ沢協議会	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸の四	社会福祉協議会	訪問介護	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸の四	令和二年三月十一日	令和二年三月十一日

青森県告示第百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名	弘前市大字小比 一三丁目一八の		介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指定 年月日
	主たる事務所の 所在地又は住所	弘前市大字小比 一三丁目一八の				
学校法人弘 前城東学園		介護予防 訪問看護	弘前医療福 祉大学在宅 ケア研究所 附属訪問看護 ステーション センター	弘前市大字小比 一三丁目一八の	令和 二・四・一	

青森県告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び 違反の内容
日和産業株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチア印ゾロイラー肥育前期 用配合飼料 ニチアえつけ	2.1	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無

指定介護予防サービス事業者

介護予防サービス事業を行う事業所

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止 年月日
社会福祉 法人すみ れ会	黒石市馬場尻南 五八の一	介護予防 訪問介護 入浴介護	すみれ特 養ホーム 人	黒石市馬場尻 南五八	令和 二・一・三	令和 二・一・一
社会福祉 法人柏友 会	つがる市柏桑野 の木田若宮二五八 の一	介護予防 訪問介護 入浴介護	訪問入浴 かしわ	つがる市柏桑 野木田若宮二 五八の一	二・二・三	二・三・三
社会福祉 法人鯉ヶ 沢社協 会	西津軽郡鯉ヶ 沢町大字舞戸の 後家屋敷九の四 字	介護予防 訪問介護 入浴介護	鯉ヶ沢町 社会福祉 協議会指 定訪問入 浴介護事 業所	西津軽郡鯉ヶ 沢町大字舞戸 の四の四	二・二・二七	二・三・二七

青森県告示第百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和二年一月九日及び同年二月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

日和産業株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチア印プロイラー肥育前期 用配合飼料 真健飼付N-1 (EXPCR)	2.1	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	フイード・ワンは乳期子豚育 成用配合飼料 アシストアラリM	2.1	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印種豚飼育用配合飼料 アライバーリッチ	2.1	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印ブロイラー肥育前期 用配合飼料 アレスター	2.1	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印幼すう・ブロイラー 肥育前期用配合飼料 ヒナ飼付E	2.1	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無

青森県告示第百七十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の^{かん}滴養
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十

十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
つがる市木造越水長谷川一九一の四
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

青森県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年四月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	榑引上名久 井三戸線	三戸郡三戸町大字梅内字権現林二六の一から 三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一一の一まで	前 後	九・七六メートルから 一七・三七メートルまで 一〇・五六メートルから 二四・二七メートルまで	八八七・六〇メートル 八八七・六〇メートル	

青森県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和二年三月五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月二十八日青森県告示第百二十五号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月二十八日青森県告示第百二十五号）の事業地に変更なし。

青森県告示第百八十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正し、令和二年三月十四日から施行する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

八戸農業協同組合名川支店	三戸郡南部町大字平	を削り、
八戸農業協同組合南部支店	三戸郡南部町大字大向	を
八戸農業協同組合南部支店	三戸郡南部町大字相内	に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更証明の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
令和二年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あいねっと

三 代表者の氏名
山口 俊吾

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字豊原二丁目六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、心身障害者や家族、住民に対して保健福祉に関する事業を行い、健全な保健福祉の社会環境を整備する生活支援を実践し、高齢者、心身障害者の自立と地域との共生を目指すことにより、保健福祉の向上を目的とする。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

1 除雪ドーザ（十四トン級） 一台

2 除雪ドーザ（十八トン級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年二月二十一日

五 落札者の名称及び住所

一の1について

ロジスネクストユニキャリア株式会社

大阪府守口市大日東町三五の二

一の2について

日本キャタピラー合同会社

東京都中野区本町一丁目三二の二

六 落札金額

一の1について 二千四百三十三万円

一の2について 二千八百九十三万円

七 落札者を決定した手続

一の1について

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2について

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年一月十日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

久慈聡後援会	堀内 とも	松尾 しげ	三戸郡三戸町大字 八日町一六	令和 二・二・三三
政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
自由民主党青森県 八戸市第四支部 (清水 悦郎)	会計責任者	石橋 竹彦	三浦 幹雄	令和 二・二・二七
自由民主党21世紀 青森をつくる会 (一戸 兼弘)	会計責任者	大石 忠秀	加藤 勉	二・二・二九
自由民主党岩木支 部 (鶴ヶ谷 慶市)	会計責任者	村上 岩男	前田 明美	二・二・三三
自由民主党相馬支 部 (三上 優一)	会計責任者	工藤 丈二	下山 茂	二・二・三〇

政党以外の政治団体

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

小比類巻孝幸後援 会 (浦田 繁美)	会計責任者	野々宮 正彦	小比類巻 国臣	令和 二・二・二六
桜田ひろし後援会 連合会 (白取 浩史)	政治団体の 名称	桜田ひろし後援 会連合会	桜田ひろし後援 会	二・二・二二
黒沼剛後援会 (黒沼 剛)	会計責任者	野上 ちどり	山形 寿夫	二・二・二五
佐々木孝昌後援会 (佐々木 孝昌)	会計責任者	佐々木 邦和	佐藤 文則	二・二・二五
長谷川章悦後援会 (倉田 忠男)	代表者	倉田 忠男	工藤 政光	二・二・二五

政治団体の 名称	代表者氏名	解散年月日
21世紀あすなろ会	三ッ橋 志朗	令和元・三・三三
横浜力後援会	工藤 豊彦	元・三・三〇
八嶋隆後援会	小柴 茂	元・三・三三
鳴海つよし後援会	藤田 喜則	元・三・三三
沢田さとし後援会	山崎 茂穂	二・二・二三

澤田博文後援会	加藤とし子後援会
澤田 智博	木村 公司
二・二・二五	元・三・二〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭